

# 明代の寄莊戸について

川 勝 守

## 目次

はしがき

### 一 寄莊戸の設定

1 畸零戸と寄莊戸

2 明初の大土地所有と寄莊

### 二 寄莊の矛盾の擴大と賦役制度の改革

1 寄莊をめぐる不正行爲の發生

2 十段法と寄莊問題

3 均田均役法と寄莊問題

### 三 明末清初の寄莊戸とその土地所有構造の特質

小 結

は し が き

明・清時代の不在地的・寄生地的な土地所有の一形態である寄莊、及びその所有者たる寄莊戸については、これまでも賦役制度史や土地制度史の研究で言及されており、その主要内容は説明されていると思う<sup>①</sup>。しかし寄莊、寄莊戸についての史料は、なにぶん極めて断片的なものであり、明清時代を通じての、その全體像の究明となるとほとんど見る

べき成果は擧げられていないと思われる。本稿は、明代を通じての寄荘について、なにがしかの事實を確認することによつて、明末清初の大土地所有の展開・鄉紳的土地所有の形成といった課題の究明に對し、一つ的前提・具體的な素材を提示しようとする試みである。大方の御教示をお願いしたい。

## 寄荘戸の設定

### 1 畸零戸と寄荘戸

洪武十四年（一三八一）年、初めて全國的規模で施行された里甲制の編成原則に關わる規定にはいくつかの不備な點があつた。その結果、この規定を現實に適應させようとすれば、種々の錯誤・混亂を生じてくるのは當然のことであつた。そこで洪武二十四年の第二回目の黃冊編造のためには、前回の規定にいろいろと修正補足を加える必要があつた。<sup>④</sup> いかなる修正補足が加えられたか。洪武十四年の里甲編成の規定（甲）と、洪武二十四年の補足的規定（乙）を擧げてみよう。（史料は從來周知のものであるが、本稿の所論の前提として重要であるので敢て提示する）。

（甲）是月命天下郡縣、編賦役黃冊。其法、以二百一十戸爲里。一里之中推丁糧多者十人爲之長。餘百戸爲十甲、甲凡十人。  
（凡豫造黃冊、洪武十四年天下府州縣、編賦役黃冊）

歲役里長一人甲首十人、管攝一里之事。城中曰坊、近城曰廂、鄉都曰里。凡十年一周、先後則各以丁糧多寡爲次。每里編爲一冊、冊之首總爲一圖。<sup>(イ)</sup> 其里中鰥寡孤獨不任役者、則帶管於百一十戸之外、而列於圖後、名曰畸零。冊成爲四本、一以進戸部、其三則布政司（及）府（州）縣各留其一焉。<sup>(本)</sup>（『明實錄』洪武十四年正月の條）

（乙）凡編排里長、務不出本都。且如一都有六百戸、將五百五十戸、編爲五里、<sup>(ロ)</sup> 剩下五十戸、分派本都、附各里長名下、

帶管當差、不許將別都人口補贖。<sup>(ハ)</sup> 其畸零人戸、許將年老・殘疾・并幼少十歲以下・及寡婦・外郡寄荘人戸編排。

（正徳『大明會典』卷二十一戸部、戸口、攷造黃冊に載る洪武二十四年の奏准の一項）

右の洪武二十四年の規定(乙)が、十四年の規定(甲)を内容的に補ったとして、從來鶴見尚弘、山根幸夫兩氏<sup>⑤</sup>によって指摘されている點は、第一に、甲では一里に百十戸以外の餘剩戸(正確には賦・役の負擔があるべきとされる戸で百十戸以外の戸)が生じた場合についての取扱いを規定していなかったが、乙ではその餘剩戸(鶴見氏は、この戸を特に「帶管戸」と呼ぶ)の存在を確認し、里長名下に附して差徭に當てしめたこと、第二に、甲では「鰥寡孤獨、役に任えざる者」とのみ規定した畸零戸を、乙ではより具體的に「年老・殘疾・幼少十歳以下・寡婦・外郡寄莊人戸」と規定していること、などである。但し、鶴見氏は(山根氏も)第一の點をより重視している。鶴見氏の論證の手續きは次の通りである。まず、洪武二十四年の規定に「帶管戸」の存在を確認し、次に現實の里甲編成を各地の地方志の記述で調べて、そこにみえる畸零戸なるものには「帶管戸」を含む畸零戸の考え方(つまり百十戸以外の餘剩の戸を畸零戸という考え方)があると、この「帶管戸」を含む畸零戸こそが里甲制では稅役負擔の補助者・代行者として設定されており、里甲制度に内在的な必須の構成的要素たらしめられていたのであったと理解した。なお、鶴見氏は論證のなかで、「鰥寡孤獨にして役に任えざる者」(甲の傍線Aの部分)こそが本來の畸零戸であって、「帶管戸」(乙の傍線Bの部分)とは區別される。従つて乙の傍線Cの部分が本來の畸零戸の具體的内容を細かく説明したものとなるが、そこで若干の疑問が生じる。AとCとを比較すると、Cの(一)の個所の「年老・殘疾・幼少十歳以下・寡婦」なるものが、Aの「鰥寡孤獨、役に任えざる者」に相應することはわかる。しかし、Cの(二)の「外郡寄莊人戸」がなぜAに相應するのか、これはただちにはわからない。寄莊戸が畸零戸とされているのは甚だ問題であり、検討を要することと思われる。

まず、寄莊戸とはいかなる内容を持つものか、どのような負擔を制度的に受けていたものかを若干の史料で考えてみよう。

(a)正徳『會典』卷二十二、戸部、賦役には、

(洪武)二十四年、令寄莊人戸、除里甲原籍排定應役、其雜泛差役、皆隨田糧應當。

とあり、寄莊戸は里甲（ないし里甲正役）を原籍地で排定（編成）し應役していたが、その上（寄莊地での）雑泛差役が皆（寄莊田土の）田糧に随つて割當てられることになった。つまり、ここでの寄莊戸は、他の州縣に原籍を持つ戸であつて、そこで里甲正役にあてられるべき階層であり、寄莊地でもその土地所有に應じて雑役の負擔を受けていたのである。

(b) 『明實錄』嘉靖三十九年十月戊戌の條に、戸部尙書高耀等が大造黃冊の事宜を上せんことを議したとあり、事宜の一項に、

一。每里止許一百一十戸。人戸果係十歳以下、或年老・殘疾・單丁・寡婦、及外郡寄莊納糧者、許作帶管畸零。

とあり、ほぼ正徳會典(乙)の規定が踏襲されているが、ここでも「外郡寄莊納糧者」とあつて、寄莊戸は納糧していることがわかる。

(c) 萬曆『上元縣志』卷二十二、藝文志、大名守姚汝循の『寄莊議』は、

夫人戸當以版籍爲定、寄莊自有本籍。卽有丁當附於本籍、而又因田以報丁、是一身而二役矣。

と述べ、寄莊戸の丁口は本籍地（の黃冊）に登録されそこで役に當てられていたことがわかる。

(d) 同縣志卷二、版籍志によれば、

寄莊田縱千畝、不遇戸名一丁。

とあり、寄莊戸はもともと一丁しか申告していなかった。

(e) 正徳『會典』卷二十一戸部、戸口、擴造黃冊の景泰二年（一四五一年）の奏准には、

凡各里舊額人戸、除故絶、并全戸充軍不及一里者、許歸併一里當差。餘剩人戸、發附近外里輾圖編造、不許寄莊。若  
有詭立姓名者、許首告改正。其有自願賣與本處人民爲業、除豁寄莊戶籍者、聽。若違例寄莊者、所在有司拘問、田地  
入官。

とあり、明初より八・九十年も經つと、里の統廢合の必要が生じた。その際、寄莊（ないし寄莊戸）の田籍・戸籍を作るこ

とは許されず、もと寄荘戸であったものは本處の住民に賣却して寄荘關係を清算せよ<sup>④</sup>というものであった。ここでも寄荘戸は寄荘地の州縣に戸籍を持つていたことが知られる。

以上の(a)~(e)の各史料のいう所を整理してみよう。①寄荘戸は、本籍(原籍)地以外の州縣に土地を置賣・所有している戸である(特にe参照)。②寄荘戸は寄荘地の州縣で獨自の戸籍(寄荘戸籍)をつくった(d)・(e)。③寄荘戸は一丁程度の丁數絶少の戸であった(d)。④寄荘戸は寄荘地について田糧を負擔する(a)・(b)ほか、その田糧に應じた雑泛差役の負擔を受けた(a)。⑤寄荘戸の丁口數は本籍地で登録され(c)そこで里甲正役の負擔を受けた(a)。⑥外郡寄荘戸を寄荘戸に入れることは、十六世紀中葉の嘉靖末年まで續いた(b)。しかしその間寄荘戸の存在そのものが禁止されたことがある(e)。

寄荘戸を右のように理解して大過なしとすれば、制度的にも賦・役(但し雜役)の負擔ありとされた寄荘戸を「鰥寡孤獨、役に任えざる者」であるとするには無理があらう。ただし、「鰥寡孤獨」と「役に任えざる者」とは分離された別の二者であつて「寄荘戸は鰥寡孤獨には入るが役に任えざる者には入らない」などと斷言できるか、あるいは「役」とは里甲正役のみを言うのであつて雑泛差役は「役」とは言わぬと言ひ切れるか、の場合は話は別である。やはり、洪武十四年の規定する畸零戸(「鰥寡孤獨、役に任えざる者」||鶴見氏のいう本來の畸零戸)と洪武二十四年の畸零戸とは、内容規定を異にしていたと考える方が自然である。ところが洪武二十四年規定の畸零戸にも年老・殘疾・幼少十歳以下・寡婦といった眞に「鰥寡孤獨、役に任えざる者」にあたるものがある。従つて、洪武二十四年規定の畸零戸の内容を十四年のそれと區別するものがあるとしたら、それは専ら寄荘戸の問題に係わる。寄荘戸を畸零戸として設定しなければならぬ理由は何であらうか。ただし、寄荘戸が、徭役負擔の通常の原則からして、畸零戸に入れられるということを問題にしているのではない。その點の理由なら、第一に、先の(a)・その他の史料が言うごとく、當時の賦・役科派には、原籍・原額主義が採られ、他の州縣に原籍をもつ寄荘戸は、その原籍地において里甲正役を負擔したのであるという點、第二に、先の(d)の史料

にあるように、寄荘戸の丁口數は一丁程度の丁力絶少の戸であつて、糧がいくらあつても、丁數が無いという點、などが考えられよう。

蓋し、寄荘戸は、本籍地以外の他州縣における不在地主である。寄荘問題の究明には、やはり明初の大土地所有との關連の検討が必要である。

## 2 明初の大土地所有と寄荘

萬曆—崇禎間の浙江嘉興府秀水縣の人、應天府溧陽縣、安慶府太湖縣等の地方官を歴任した徐必達の『南州草』卷三奏疏《賦役關係匪輕謹申臺臣適均之議、乞賜採擇、以安民生疏》(萬曆四十年正月二十二日)に、

洪武十四年、編賦役黃冊。其法論戸不論田。於是、戸均田不均、而欺隱之弊萌生。二十年、遣國子生武淳等、定區丈量、爲魚鱗圖冊。田各歸都而人從之。田多者跨都立戸、謂之寄莊。於是都有額里、里有額田、田均而弊以絶。

とあり、洪武十四年黃冊を造つた。その法は戸(數)を論ずるだけで田額を論じなかつたので一里の戸數が均しくても田數は不均となり、また欺隱の弊が生じた。そこで、二十年に國子生武淳等を遣し、區を定めて丈量し、魚鱗圖冊を爲らせ<sup>①</sup>た。その結果、田土は都單位に集積確認され、田土所有者は田土の所在する都單位に掌握されることになった。従つて、田土所有が多く、しかも都を超えて所有する場合には、都に跨がつて立戸する場合が生じ、これを「寄莊」と謂つた。かかる處置の結果、一都には一定の里、一里には一定面積の田土額(従つて税糧額)が設定されたという。

さてここで再びかの乙の史料(正徳『會典』卷二十一)の洪武二十四年の規定をみよう。

凡編排里長、務不出本都。且如一都有六百戸、將五百五十戸、編爲五里、剩下五十戸、分派本都、附各里長名下、帶管當差、不許將別都人口補贖。

里甲を編成する地域的限界が都であり、別都に跨がつて一里を組織することが禁じられていたことは明らかである。し

かも原額原籍主義が厳しく守られ、勝手に里甲を更えることもできなかった。従つてもし別都に土地を買った場合、その税糧はその都で納める必要があるから、別都に納税のための戸<sup>⑧</sup>寄莊戸を立てねばならなかった。そして寄莊田土を寄莊地の州縣が把握する臺帳は魚鱗圖冊であった。なお附言すれば、寄莊戸を里甲制の正規のメンバーである正管戸とも、その補助者である「帶管戸」ともせず、畸零戸に入れたことによつて、里甲制の正規な成員から外し、里甲村落内の混亂を防止しようとしたものと推論される。

以上から、寄莊(戸)は洪武二十年の丈量と魚鱗圖冊の作成の結果確認されたもので、それが洪武二十四年の里甲編成の基準の上で考慮されるようになったものと考えられる。

寄莊戸は寄莊田地の所在縣に戸籍のないもの、もつと嚴密に言えば都以外の他都に田土を所有するものを言うのであるが、かかる不在地的土地所有の矛盾を露呈させないためには次のような前提が必要とならう。その一は、土地臺帳である魚鱗圖冊が現實の土地所有關係、つまり各都内に散在する寄莊田地を記載しており、寄莊所在地でも本籍地でもその掌握が可能なことである。このことに關して徐必達『南州草』の前掲部の續きには、

自魚鱗冊歲久漫漶、兼并者、始壞田不過都之制。而賣買推收者、相率以田從人。於是額里不改、額田大懸、多者險數百千頃、而少者不滿數十百畝、此不均之始也。

とあり、魚鱗冊が歳久しく漫漶になった(つまり現實を正しく把握しなくなった)結果、兼并の大土地所有がはじめて「田は都を過ぎずの制」を壞し、土地賣買によつて所有名儀(納税名義)が別都里に移動してしまつた。その結果、里甲に所屬する田糧にも懸差が生じたという。<sup>⑨</sup>次に第二は、康熙『秀水縣志』卷三錯壤に載る、清初秀水の人王庭の「三縣田糧問答」に、

界内其圩之地、隸于其都之里長、當日照各界内都圖糧戶冊籍分派、故曰分糧也。

とあるように、各都圖(里)の田土は里長(及び糧長)の掌握權限内におかれていたが、この里長の掌握を實現可能にする

ものは、里長（及び糧長）の在地における権力であったと考えられる。里長・糧長の在地における権力と言う場合、具體的には里甲制體制下における在地の土地用益<sup>11</sup>共同體規制の掌握をまず第一に考えなければならぬが、これについては古島和雄<sup>12</sup>、小山正明<sup>13</sup>兩氏の指摘が参考になる。それによれば、明の前半期の里長層は寄莊戸<sup>14</sup>大土地所有者を抑制する條件を有していたものと判断されよう。従って里長・糧長層の在地における権力關係の弱體化および解體は、寄莊をめぐる大土地所有のもつ矛盾を顯在化することになったと一應は考えられるのである。

## 二 寄莊の矛盾の擴大と賦役制度の改革

### 1 寄莊をめぐる不正行爲の發生

前節でみたように、景泰二年（一四五一年）には、寄莊の整理、禁止に關する奏准（正徳『會典』卷二十一）が出された。ここで寄莊の設置は禁止されたが、禁令が出されても寄莊それ自體は止まなかつた。蘇州府吳江縣の人史鑑（宣徳九（一四七〇）—弘治九年（一四九六）『西村集』卷六對《革姦對》には、

今江南之稅與役、爲天下最。吾蘇之稅與役、又爲江南最。諸凡科率調遣徵發、必視夫田之多寡輕重、而第其則焉。以爲布在方策、非若他貨財可藏掩也。法既以之爲準。於是豪猾者益翫法焉。假婦女老弱之名曰帶管、他郡別邑之名曰寄莊。莫不多占良田、徼倖免役。又有妄立名字、以析多爲寡、以舍重取輕、舉於東則竄於西、召於此則遷於彼、藏伏委曲莫容致詰。轉相效習、奸僞成風、而賊民蠹政之端、由是滋矣。……惟我監郡公、知其然。其始受任也、卽下令

曰、凡帶管戶、戶田十畝以下者、聽。踰此數者悉編入爲正額。有不編者罰無赦。凡寄莊戶、戶籍其田之數於官、官即牒本郡。若邑俾召役者有所徵焉。有不籍者罰無赦。令既下、其黨患之、乃相率賂權要、及辯士所以遊說者百端。公執不聽、益徇行郡中檢察不倦。由是姦無所容。



明の中頃、江南の蘇州府では、豪猾なる者が法を翫び、婦女・老弱の名を假りて帶管戸と稱したり、他府・縣の戸の名を假りて寄莊戸と稱し、多くの田土を所有して免役・脱税をはかっていた。そこで邵監郡<sup>33</sup>は稅役の不均等を防ぐため、田土所有額の十畝以下のもののみを帶管戸とし、寄莊戸については戸ごととその田土面積を官に籍して本籍地の府縣に送附し（寄莊の實在を確認させ）た。このような處置に對し不正者は權豪に賂して何やかやと劃策したが、監郡は斷乎として法の如く執行したという。ここでは寄莊は一般的に土地所有者の稅役脱免の一法として利用されており、それに對する處置は單に現實田數と賦役黃冊記載事實との相互連關の確認のみに終っている點が注目される。つまり後にみるごとく、ここでは寄莊は鄉紳の優免をめぐる不正とは結びついていないのである。しかしながら右でも、寄莊者は「相率いて權要に賂し」とあるように、何らかの特權階層である權要者と結びついていたことを示すのであるが、さらにこの點について例の姚汝循「寄莊議」には、

至若寄莊戸、則人非版籍、徒以田產置在各里而得名者也。其人或爲流寓、或繫鄰封、此等通天下皆有、而惟南都爲最多。蓋南有三十六衛、及各衙門・欽天監・太醫院等役、又四方流寓之所萃聚、皆得置買田土、故視他方爲多。然此寄莊皆富室、乃貧民之所依、可有而不可無者也。

とあり、南京人戸に寄莊が多い理由として、南京衛の三十六衛の軍戸關係、南京六部・六科以下の衙門、及び欽天監や太醫院等の諸役が多く設けられていることを擧げる。従つて、寄莊の設置者は單なる大土地所有者や富室などではなく、一般民戸とは異なり官僚體系のどこかに位置する階層<sup>34</sup>であつたと思われる。

以上のように、寄莊をめぐる不正を行なう者が權要・官吏と結んだり、また權要官吏自身が寄莊をもっている場合もあつて、なかなかその抑制は難しい。差し當りその抑制の方法としては、先の史鑑の言にみえたような、寄莊の實態の究明、寄莊地側と本籍地側との連絡による寄莊の實在の確認掌握も一つの手段とならうが、こうした處置も現實に檢地・檢丁によるのではなく、單に土地臺帳徵稅臺帳の検討だけに終つてしまうのであつたから、臺帳を扱ひ官吏層と結んだ不正

者の摘發は容易ではない。そこで寄莊に對するより確實な處置方法として提起されたのは、寄莊戸の田(糧)數を丁額に換算して役を科派せんとする方法であつた。すなわち、かの姚汝循「寄莊議」に、

今議者動欲借口恤貧民、而遂抑寄莊。每至審編、凡寄莊、則論田以報丁口。夫人戸當以版籍爲定、寄莊各自有本籍、即有丁當附於本籍。而又因田以報丁、是一身而二役矣。

とあるのがその一例である。ところが姚汝循は、その方法では本籍での實丁數による役の負擔と田土の換算された丁數による役の負擔とで、一身二役に結果すると言つて反對する。従つて、寄莊戸のような田多丁少者の場合、徭役の科派にあつて、田額を丁額に換算するという方法がどれだけ現實化したかは分らない。しかしその改革の意圖は役法改革の中に繼承されていくのである。

## 2 十段法と寄莊問題

史鑑の言にみたような、第三者が他の府縣籍の人士に土地を寄せて寄莊戸を稱する場合になると、いわゆる「詭寄」と區別がつかない。明中期以後田土に對する徭役科派が強化され、しかもそれに對し官吏・郷紳に對する免役の特權が擴大してくると、官吏・郷紳は特權を悪用し、他人の田土の寄託をうけ、徭役の脱免をはかる場合が多かつたと思われる。江南における嘉靖期以後の寄莊(戸)對策には、かの姚汝循「寄莊議」にみたような「寄莊の田(糧)を丁に換算して寄莊地で徭役をわりあてる」という方法に止まらず、他府縣籍の郷紳(これを客宦とよんでいる)の寄莊に對する優免の扱ひをすべきでないという議論が重視されてきている。十段法における寄莊對策からみていこう。

小山正明氏<sup>①</sup>によつて紹介分析された南直隸常州府江陰縣の《優免徭役碑》(嘉靖十三年立、民國『江陰縣續志』卷二十二石刻記二、明、所收)には、

又其間有優免官吏之例、必須查考十年之内本官會否優免、如照級免過一年、餘年不得冒免。又有寄莊人戸、或冒官員

職名者、俱要查出重治。其官戸亦止於該縣該年田内優免。其寄莊者不得在優免之列。此皆奉有明例、不得資緣私情、致使良善受累。

とあり、十段法の範圍内ではあるが、官戸の優免には一定の規準が設けられ、寄莊については、寄莊者には官戸の優免は適用されないという。またよく知られた十段法の史料である『明實錄』嘉靖四十四年二月丁丑の條には、巡按直隸御史溫如璋が江南の兵食を議處するの三事を條陳して、その一に

一。品官優免太濫、詭寄日茲。今不必另定限制、惟倣十段錦冊之法行之。……鄉官免田、十年之内止免一年。一年之内止於本戸。其餘子戸、不許一槩混濫。

とあり、また萬曆『會典』卷二十、戸部、賦役、嘉靖四十四年の議准には、溫如璋の十段錦冊法をあげるが、右の實錄の文の後段部について、

鄉官免田、十年之内止免一年、一年之内止于本戸。寄莊田畝、不拘同府；別府、但已經原籍優免者、不許再免。

と述べ、鄉官の優免については今ここで別に制限を決めるわけではないが、十段法の範圍内で優免を十年に一年のみ、その一年分も本戸のみの適用とする（以上、實錄、會典）とし、子戸に對する混濫<sup>11</sup>濫免は許されず（實錄）、寄莊も同府・別府にかかわらず已に原籍で優免の適用を受けたものは再免を許されない（會典）とあって、いずれも寄莊戸<sup>12</sup>客官の優免の制限・廢止を傳える。ところで、鄉官の免田についての實錄・會典の規定は傍線部のみを異とするのであるが、その違いは規定する對象が全く別々の事柄であるから生じたものとみることのほかは、非常に似通ったむしろ一體として捉えらるべき事態であるから生じたものであるとみることができるともできる。この見方が許されるならば、當時は、一族子戸への濫免と寄莊への詭寄とは實質において同質のものともなされていたと考えることができよう。

ところで、小山氏の指摘のごとく、十段法においては明初以來の戸數原則（二里百十戸、一甲十二戸）による里甲編成方式は維持されたと考えられるが、その里甲編成における寄莊戸および畸零戸の扱いについては『明實錄』嘉靖三十九年十

月戊戌の條の戸部尙書高燿等が議した《大造黃冊事宜》には、

一。各地方災傷相繼、往往籍在人亡、而所司踵襲舊弊、僞增戶口、號爲十年一替、其中或三甲朋役或次甲越當。凡諸徭賦一槩分派、民日貧而保甲日虛。宜令據都稽圖、據圖稽戶、其消乏人丁、許於一百甲首戶內、推遷丁糧多者補充。若一百一十戶內有戶絕者、卽於本里帶管畸零一丁以上、或新析人丁內補奏。若鄰里亦無人、方許以人戶至少分歸併。……一。每里止許一百一十戶、人戶果係十歲以下・或年老・殘疾・單丁・寡婦・及外郡寄莊納糧者、許作帶管畸零とあり、里甲内の正管戸に缺員が生じた場合は帶管畸零戸（の一丁以上の戸）から補充すること、その帶管畸零戸とは具體的に（戸首の）十歲以下・年老・殘疾・單丁・寡婦と外郡寄莊戸であるといった原則が記されている。これらのごく一部を除けば洪武二十四年の規定と全く同内容のものである（單丁のみ追加）。従つて十段法段階にあつては、寄莊戸を畸零戸に入れるという方式には變更のないことが知られよう。

### 3 均田均役法と寄莊問題

浙江嘉興府海鹽縣では萬曆九年に均田均役が始まつたといわれる。萬曆九年から數えて三回目の編審である萬曆二十九年の、知縣李當泰の「事宜」（天啓『海鹽縣圖經』卷六食貨篇下役法、萬曆二十九年の條）の前文に、

先是、前冊因外縣鄉紳混免、田額不充、將三百一十八畝、僉里長一名。李公以役田漸減、非均甲、初議詳允外縣鄉紳一槩不免、仍以三百二十畝爲役田定額、勒石縣門永守。

とあり、縣外鄉紳の濫免（従つて寄莊）によつて一里長戸を選ぶ役田（從來は三百二十畝）に不足を來し、三百十八畝で里長一名（一甲）を僉充せざるをえなくなつた。そこで李知縣は、從來認められていた外縣鄉紳の優免を一切禁止した。すなわち「事宜」第四條には、

一。外縣士夫、彼處自有優免、毋得混入本縣籍紳、一槩叨（一）濫免。卽有田產原隸本縣圖籍、一體當差。

とある。なおその後の天啓六年編審の際に、知縣樊維城が作成した「編審事宜」には、

一。外縣鄉官寄庄、舊不優免。如眞有買本縣田地者、以的名起戶、與民一體當差。雖怨不避。

と述べる。外縣鄉紳の寄庄については従来から優免はないと言っただけで十分なものを、次にわざわざ「もし眞に本縣の田地を買った場合には、實姓名で戸を立てることとし庶民と一體に役につける。怨ありと雖も避けず」とつけ加えている。

これは、外縣郷官の寄庄問題が解決していないか、さもなければ郷内郷紳向けの政治的發言であるかのいずれかである。あるいは兩者ともに關係しているかもしれない。いずれにしてもここでは、知縣が寄庄を抑制するのは難しい問題であり、それに對する決意を示していると思われる。

海鹽縣以外の府縣についてみよう。まず嘉興府附郭の嘉興秀水兩縣並びに嘉善縣についてみる。

嘉善縣では、萬曆—崇禎時期の嘉善の郷紳、陳龍正は『幾亭全書』卷二十七、政書、鄉籌五「辛未均役條議—送蔡培自邑尊—」の内『一議清隱匿花分詭寄』の條にいう。

萬曆辛亥、值大造、宜興徐疾初蒞任、治甚嚴明。紳、袍田、不滿免額者、皆不敢受寄。聞其時、除優免外、官圖充里長者、僅二百人、蓋民九而官一。至辛酉、則官圖四百名矣。蓋民四而官一。今冊漸及七百名。是民二而官一、此皆明許受寄之浸落也。官圖之中、客官居三之一。蓋邑紳所不肯寄、則奸富之民、又詭托客官名下、以故民圖益少。欲除此弊、其道何繇。千籌萬算、不如一法。但使寄者無益、即不禁自止矣。凡邑紳免額之外、悉照民圖派役。客官原無免例、益不必言。惟此直截穩當、且使紳袍戶田、果有不足於免額者、默聽周全、不窮其隱。但抑其額外之濫寄、不亦情法兩盡乎。

右での客觀的な事實は、萬曆辛亥（三十九年、一六一一年）、辛酉（天啓元年、一六二二年）、今（辛未—崇禎四年、一六三一年）と經過した二十年間に、官圖の數が増大し民圖が減少しており、それは明らかに民戸が官戸と詭つての詭寄によるものであったということである。その理由についての陳龍正の判斷は、邑紳（嘉善郷紳）は斷じて詭寄を受け入れておらず、全て客官の仕業であると決めつける。「凡そ邑紳の免額の外は、悉く民圖に照して派役すべきである。客官には原々（本來）

免例は無いのだから、さらに言及する必要はない。」と述べるところなどは客官に對する感情的な發言ともとれる。實は、當時、嘉善と嘉興・秀水兩縣とはいわゆる嵌田の争いの最中であり、陳龍正は萬曆末—崇禎間での嘉善側の論客であり、嘉善の利害を露骨に顯わす發言をしているところから、陳が言う客官とは、具體的には嘉興・秀水兩縣の郷紳を指すと考えられる。なお、右の時點では、嘉善縣では客官の優免は認められていたと考えられる。

嘉善側の主張に對する嘉興、秀水兩縣側の反論として、秀水縣の郷官徐必達はいう。「南州草」卷十、公移、梓理、事宜  
 《賦役條議》

再照、寄庄者、例不免。但兩縣居址相錯、合聽告明移文會免、必原籍少免若干、方許附籍創免若干。止許足數、毋得加多。其府屬外縣移居者、倣此。非眞移居、及不係府屬者、皆與齊民一體論。伏乞上裁。

寄庄は例として優免されないが、兩縣（ここでは嘉興・秀水兩縣と嘉善縣）の場合は住居が相錯しているから（外縣寄庄も同縣内所有地と同じ扱いにして）兩縣間で照會・確認の上、原籍地での優免が少額の場合（その他優免の定額分まで）附籍地での免額を認めることとする。また、同じ府屬の外の縣の場合も、居を移していることが確認されたら同じ扱いとする。というように、嘉興府の屬縣の置かれた特殊事情を考慮して、寄庄（客官）にも優免の扱いをせよと主張する。なお、濱島敦俊氏によれば嘉興縣では明末崇禎十四年當時でも客官の優免は認められていたという。

他の府縣に移ろう。南直隸の蘇州・松江・常州の三府では、萬曆二十年代から三十年代に、浙江とはかなり態様を異にしてはいるが、やはり均田均役が施行されたと考えられる。蘇州府吳江縣では萬曆二十九年着任の知縣劉時俊が均田之法を施行した。清初、三吳の均田均役の範例となるべきものとして『治安文獻』卷二徭役部、條格に収録された劉勿所（諱時俊）《均役之法》は、「立烟門冊」—花分・詭寄等の不正の防止のため一圩單位の戸冊を圩長に造らせる—、「議貼役」—役を田そのものに直接に割りつける、貼田・貼銀と一體をなす—、「議優免」、「塘長八十四名」の四項目を内容とする。「議優免」では次のように言う。郷紳とは何か、郷紳の優免の持つ意味を考える上で参考になるので少し長く引用する。

花分之弊、或可清其七八矣。詭寄之難于清查者、以受寄、係、縉紳之家故也。然縉紳先生、豈必欲私庇親族、偏累同鄉同井之貧民。所爲間有受寄者、無如親戚相強。情不忍、難于峻拒也。本縣一槩清之。而且清之于既議貼役之後、立法設禁。前引後驅、縉紳始得以自解於親故、或本戶自清推出、或寄田者改正告收。……第縉紳能辭于今日、其親故人等、難免不求寄于他時。若不劃一定之規、而稍爲限制、不二年間、詭寄附裝、猶之昔耳。今倡限畝優免之議、縉紳忻然樂從、曾無齟齬。其間稱不便者、第限外餘田、若一體裁編、與齊民同役、恐亦不宜。蓋庶人往役、自古爲然。儼然縉紳之家、下與小民交臂共役、體統謂何、一不便也。且縉紳既無往役之體、子弟又少習事之人。勢必託之知數家人。此輩舞智弄奸、勢所必至。花開浪費、何從指憑。公瘦私肥、而貽縉紳無窮之累、二不便也。知數有勢可憑、其黨更熾。身既當役、復伏官勢以干涉小民。恐方木方肉之害、小民不免、三不便也。

縉紳の優免の限制を行ったが、一定の規制を劃さず、ゆるい限制であつたので二年ならずして詭寄・附裝(寄莊)は昔の如しである。「限畝優免」(優免の限制)の議を倡えても縉紳は欣んで従う。ただし優免制限額以上の餘田は一體編審し、齊民と同じく役すとなると(郷紳は)「不便」という。その理由は、第一に、役は庶民が往くべきもので、庶民・郷紳を同じく役することは「體統」——一郷の政治的・身分的・禮的秩序を破壊することになる。第二に、縉紳一族には實役につく準備がなく、勢い知數家人を代役させるが、これらは不法を働き自分達の懷を肥やすだけで、結局ためにならない。第三に、そのみでなく知數は、役が終つても官の權勢をかさにきて、小民を強索して小民の害になっているという。以上の諸點は單に郷紳の自己主張・自己辯解であるとして濟む問題ではなく、官としても何らかの點で處置せざるをえない課題であつた。ところでこのように郷内郷紳の優免の限制は非常な難問題であつたが、郷外の客官については、

又如寄裝客官、既優于本地、似不應重免于異縣、即一槩推出當役、不得虛裝戶名、以濫優免。

とあり、いとも簡單に、寄裝(寄莊)客官については本地で優免されており、異縣において重ねて免ずるわけにはいかないので、おしなべて推出し編役するという。

以上が吳江縣の事例であるが、まさに改革の側と郷紳層との罅迫合は熾烈である。ここでは一里を何畝とすることも、一甲をいくらにすることもみられない。しかし、照田派役と郷紳の優免の限制とを極めて慎重に進めていることがわかり、均田均役法の施行は確實なのである。

均田均役法における里甲制では、先の十段法までの里甲制のように、一里 $\parallel$ 百十戸、一甲 $\parallel$ 十一戸という戸數原則が里甲編成の基準ではなく、一里・一甲を何畝とするというように田土額が里甲編成の基準であった。ここでは丁數の多寡は問題とされず、田土額のみが徭役科派の基準であった。なおその際、田土額は戸單位に合算集計した總額を指すものとなつた結果、寄莊戸は寄莊地で畸零戸に入れられて、一般の土地所有者と區別される必要はなくなつたと考えられる。

ところで、十段法・均田均役法にあっては郷紳の優免の限制が大きく意圖される。その際、寄莊、客官田土に對する優免の取扱いの停止が、優免の限制(さらには廢止に向つて)の第一段階となつたことは上述のごとくである。優免の限制には難色を示す郷紳層も、寄莊・客官の優免廢止については表向き異論はない。それはなぜであろうか。

### 三 明末清初の寄莊戸とその土地所有構造の特質

明末の寄莊の形態をもう一度確認しておこう。萬曆『上元縣志』卷二版籍、戸口は「國初、里甲は什に九、坊廂は什に一、本田は什に九、寄莊は什に一なり。其の後、田賦日に増し、田價日に減ず。細戸支えず、悉く城中に鬻ぎ、而して寄莊滋多し。」という。ここでの寄莊所有者は、北村敬直氏のいう「城居地主」と同義のようである。しかし、寄莊所有者が單なる「城居地主」でなく、官僚や郷紳が中心であったことは次の事例で明らかである。まず、かの姚汝循「寄莊議」には、南都(南京)に寄莊戸が多いのは、南京には三十六衛、及び各衙門・欽天監・太醫院等の諸役が多く設置されているからだである。次に、筆者が舊稿で扱った、浙江嘉興府の嘉興・秀水・嘉善三縣間の嵌田問題において、一縣の範圍を超えた土地所有(及び納稅關係)  $\parallel$  嵌田は、寄莊と呼ばれており、それは城中の郷紳富戸によるものが多かつたと指摘さ



れている。ただし、官僚・郷紳による寄荘の設置は、『上元縣志』の「版籍、戸口」に「田賦日に増し、田價日に減ず。細戸支えず、悉く城中に鬻ぎ、而して寄荘滋多し」と言い、「寄荘議」には「寄荘戸の若きに至れば、人版籍に非ず、徒に田産を以って各里に置在し、名を得るの者也」と言うように、城中の官戸・郷紳・富戸が土地賣買を通じて土地を集積して寄荘の所有者となったという點のみしか指摘していない。しかし、この場合にあつても次の點は考慮すべきである。第一は、土地賣買をめぐって「田賦日に増し、田價日に減じて、支えず、悉く城中に鬻ぐ」という「細戸」と、「細戸」の土地を賣買して寄荘とすることができる階層（郷紳・富戸）とは、賦・役制度の上で差別が設けられている點である。さらに「田賦日に増し、田價日に減じて、支えず」という狀況自身が、郷紳の優免を利用した賦・役の脱免の皺寄せの結果であることも明らかであろう。従つて、形式的には契約關係的な土地賣買を起す契機において、賣者と買者との間には身分的な不平等關係が存在し、その故に、一見等價値交換にみえる土地賣買は、實は不等價値交換とみなされるのである。第二の點は、當時、郷紳による土地買収が、およそ契約的賣買とはかけ離れた、形式的にも不法なものが多かったという點である。隆慶三・四年、都察院右僉都御史、兼巡撫應天等府として蘇州に駐在した海瑞は、當時蘇州や松江府の郷紳の間では「五年田土、祖宗之制、謂實有斷賣文契也」（取得して五年経つた田土は、祖宗之制では、賣買契書が無くても事實上斷賣の文契が有るものと謂っている）ということが言われていると指摘した。なお海瑞は、そのような郷紳の土地集積に對し、地方官も生員層も郷紳内良識派も異口同音に「人心同憤」しており、やがては土地を奪われ虐げられた「小民」が「反」すであろうと警告しているという。以上の海瑞の指摘は別に特例ではなかつた。たとえば、佐伯有一氏が取り上げた湖州烏程の董氏の變においても、董氏の土地所有が「變」（つまり「民」の實力行使）によつて、また官の審査處分によつて、四ないし五割がた家産を失う結果になつたと伝えられるのも、その土地取得の不法さを示すものと考えられるのである。

ところで、寄荘はその土地所有關係や土地管理の體制などで、一般の地主制構造と何らかの違いを持ったのであろう

か。まず、寄庄戸の利害を代辯したものとして有名な、かの姚汝循「寄庄議」をみよう。

然此寄庄皆富室、乃貧民之所依、可有而不可無者也。……蓋貧民種田、牛力糞草不時有、塘池不能濬而深、堤壩不能築而固、一遇水旱、則付之天而已矣。今富室於此等、則力能豫爲。故非大水旱、未有不收成者。況富室不能自種、必業與貧民。貧民雖棄產、而實與富室共其利。收一石則人分五斗、收十石則人分五石。又牛力種子出於富室、而錢糧又辦於富室、時有水旱、則富室又假貸而濟之。貧民惟出力耕耘、坐享其成焉。故曰寄庄富室、乃貧民之所依、可有而不可無也。

これは、地主側の「資本」の提供が「貧民」・佃戸の再生産にいかに必要なかを強調しつつ、地主・佃戸関係の理想型を示したものの以外の何物でもなく、そこには、寄庄が一般の地主制と區別される點は何ら認められない。ただし、次の二點は注意すべきである。第一は、寄庄(戸)が土地所有の關係を結ぶ相手は、「貧民」と言い、かの錢士升の地主制擁護論のように明確に「佃戸」とは言っていない。この點からは「寄庄議」は、地主制擁護論とは言っても、その辯解相手は佃戸とは限定されず、それ以外の、例えば寄庄を抑える地方官等であつたとしても可能なのである。第二は、右では寄庄は農民の再生産の諸條件を掌握し、しかる上に、佃戸との間に相資相養の關係を持つていたというが、果して明末當時の寄庄がそのような状態を實現しえたかとなれば、更に考慮を必要とするようである。以上二點が残る問題であり、要するに、「寄庄議」のみでは當時の寄庄の土地所有構造の特質は分らないのである。ところが、嘉靖年間に作られた、新任知縣の業務遂行要綱とも言うべき『新官軌範』牧民備用《糧料第六》には、

一。徵收寄庄田糧、須先省諭該都里長、着人佃戸、於秋收時、除起納糧數、然後納租。倘有強索、即令佃戸、下年勿與耕種。違者止罰佃戸、不許移關拘取。

とあつて、寄庄戸の税糧を徵收するには、佃戸から直接に徵收すべきことを言っている。ここでは、官としては當面寄庄戸の税糧の徵收確保を第一に考えているようにみえるが、その税糧徵收の過程を通じて寄庄戸の佃租徵收の確保も狙つた

ものと考えられる。罰則規定が佃戸のみを対象としているのも、佃戸の抗租刁頑を豫防し、地主の收租を實現せんとするものと考えられる。ところで、地主から徴收すべき税糧を佃戸から直接に徴收しようというのは、當時でもそれ以後でもそれほど一般的なことはなかった。しかし寄荘戸の場合は、右の十六世紀中葉頃の事例以後、十七世紀末頃でも、例えば浙江の順莊編里においてもその方式が提唱されている。<sup>④</sup>一般的な地主制の場合も、國家は「賦は租より出づ」という通念の存在からして何らかの收租の保證の處置を講じたはずである。しかしその具體化の場合、寄荘は一般の地主よりも一步先んじていたと思われる。<sup>⑤</sup>なおその場合、それを可能にしたのはやはり寄荘所有者には郷紳が多かったという點に求められるべきであろう。従つて郷紳の側とすれば、その收租について國家の保護を要請するためには、十段法や均田均役法によって出された特權の制限を、ぎりぎりのところでは容認せざるをえなかったものと考えられる。

### 小 結

以上三節で述べたところを要約しよう。明代では、本籍地以外の州縣（もっと細かい規定では本籍のある都以外の別都）に土地を所有することを寄荘と呼ぶ。その戸は寄荘戸として寄荘地の州縣に立籍し納糧擔役（雜役）の義務をもった。しかし明中期以後、寄荘は賦役脱免の一手段となり、特に郷紳の優免が擴大するにつれて、寄荘には郷紳官戸の關係するものが増大し、賦役制度改革の一對象となつていた。その場合、十段法・均田均役法では寄荘戸・客宦に對する優免の限制・廢止が一般郷内郷紳に對するそれよりも一步進んで行われた。それを可能にしたのは、佃戸の抗租等によって收租が脅かされ、寄荘戸は國家權力の強力な保護下に入らねばならなかったからである。

右の結論部分については、なお検討を必要とするところが大きいが一應寄荘戸について、明の前期では畸零戸として設定された形態から、後期では郷紳的土地所有の一形態となるまでの變化は追えたと思う。その際、特に次の二點が重要である。これを示して結びに代えようと思う。その一は、畸零戸がそれぞれの農村に固有な戸數をもつ里甲編成にとつて

必要な存在であった、と同様に寄荘戸も、一定里、一定都という範圍の村落地域に屬する固有な田土數を、そのまま固定しようとする原額主義にとつては必要な存在であった。但し、その場合、國家の把握の對象が田土そのものではなく、戸であつたので、寄荘戸という戸が設定され、しかも畸零戸として里甲制村落秩序の外縁部に位置されねばならなかつた。以上が第一點。次に、明末の十段法・均田均役法では郷紳の優免の特權の制限・廢止論をめぐつて激しい政治的緊張關係を生む。その際、寄荘戸・客官の特權削減が正しく改革の突破口であつたが、そこには郷紳の最大の矛盾點があつた。それは郷紳の土地集積が不正なものであつたという以上に、郷紳の郷紳たる所以が郷（地域社會）の利害を、他郷他邑のそれに優先させねばならぬという點に求められるのである。しかも、そのような理念面が強調されねばならぬほど、郷紳の在地支配は名目的なものとなつており、寄生的になつていたとも言える。いづれにしても、郷紳は、國家權力との矛盾を縮少し、佃戸農民層の下からの抵抗に耐えられる體制を創らねばならなかつた。これが第二點目である。

## 註

- ① 清水泰次「明代の寺田」(一九二四)ほか(『明代土地制度史研究』所收)、北村敏直「明末清初における地主について」(『歴史學研究』一四〇、一九四九、後同著『清代社會經濟史研究』第二章)、酒井忠夫「中國善書の研究」第二章三(弘文堂、一九六〇)、山根幸夫「明代徭役制度の展開」第二章(東京女子大學學會、一九六六)、栗林宣夫「里甲制の研究」(文理書院、一九七一)、鶴見尚弘「明代における鄉村支配」七三頁・小山正明「賦役制度の變革」三一四—三五頁・三四三頁・重田徳「郷紳支配の成立と構造」三七四—三八頁(以上岩波講座『世界歴史』12、一九七二)、濱嶋敦俊「明末浙江の嘉湖兩府における均田均役法」(『東洋文化研究所紀要』五二、一九七〇)など。
- ② 山根、前掲書二四頁以下参照。
- ③ 正徳『會典』卷二十一戸部、戸口、撥造黃冊の記事を( )で示す。實錄の「丁糧多者」か、會典の「丁多者」かは、從來實錄が正しいとされ、筆者も從う。ただ、なぜ會典は「丁多者」としたのだらうか。
- ④ 「明代の畸零戸について」(『東洋學報』四七—三、一九六四)。
- ⑤ 山根、前掲書三四—三五頁。
- ⑥ 山根氏は「全種官田人戸」の里甲編成の規定法も擧げる。本稿では言及しない。
- ⑦ 鶴見氏は洪武十四年・二十四年の兩規定の性格の違いについ

て、前者は「太祖の理念がもっとも端的に表現されたもの」であるのに對し、後者は「現實の里甲編成者に生起する問題をある程度念頭において發布せられた法令であつて、洪武十四年令に比すればより具體的・現實的な立場に立つもの」であると述べた。

⑧ このことを鶴見氏は別の表現では「現實の村落の共同體的再生産諸機能の安定的維持」という。

⑨ 『諸司職掌』戸部、賦役に、

凡各處有司十年一造黃冊、分贖上中下三等入戸。仍開軍民灶匠等籍、除排年里甲、依次當外、其大小雜泛差役、各照所分上中下三等入戸點差。

とあり、排年里甲つまり里長甲首の役が里甲内序列によつて十年に一回當てられるとは違つて、雜泛差役は三等の戸則で格された全ての入戸に（毎年？）あてられる。

⑩ 寄莊戸は寄莊地の田糧に隨つて寄莊地の雜役を當てられるということから、寄莊戸の田糧は寄莊地の州縣に納入されるものと考へてよい。

⑪ 單丁のみが追加である。

⑫ 『天下郡國利病書』原編、第八冊江寧盧安所引の『上元縣志』も同文。

⑬ 寄莊戸の存在を認めない代りに、どのような處置が取られたかについては、別稿「明代里甲編成の一側面」（『史淵』一一二）参照。

⑭ 明代各地方志の戸口統計に寄莊戸分が數えられていたか否かは一概には分らないが、筆者の調査した範圍では次の三事例に

戸口の項目に寄莊戸を記し、その戸口數を擧げている。すなわち南直隸徽州府の萬曆『績溪縣志』卷三、食貨志、戸口の弘治五年の統計、同鳳陽府泗州の萬曆『帝里盱眙縣志』卷四、戸口、冊籍の萬曆十九年の統計、福建泉州府の嘉靖『永春縣志』卷三、版籍志上、戸口の嘉靖元年の統計、などがある。また鶴見氏によれば、北直隸の萬曆『保定府志』卷十九、戸役志では府の統計に畸零戸とみえる數字は各縣別の統計項目では寄莊戸とあるものの數字の合計に合致するから、ここでは寄莊戸を畸零戸として府に報告しているという（前註④の鶴見論文、註⑳）。いずれにしても事例として多くはなく、傾向を窺うに足りないが、揚子江デルタ地帯に全く事例がみられないこと、弘治以降、嘉靖—萬曆頃の統計であることなどが注目される程度である。

⑮ 『明實錄』洪武二十年二月戊子參照。魚鱗圖冊が當時どの程度の地域で作られたかについては、江蘇、浙江地方のみに限定されず、仁井田陞氏（『清代民地の土地臺帳「魚鱗圖冊」とその沿革」〔中國法制史研究〕土地法・取引法、原載『東方學報』東京第六冊）は、山東諸城縣、安徽歙縣（實物が發見されている。『文物參攷資料』一九五八年四期、七四頁）、湖南益陽縣などの事例を示し、藤井宏氏（『明史食貨史譯註』田制、注（三七）四八一—五〇頁）は、江西撫州府の事例を擧げる。なお明末まで含めれば、上述の江蘇・浙江・安徽・山東・湖南・江西のほか河南・福建・廣東・廣西・貴州など廣範圍に及ぶという（藤井氏の指摘による）。これらの地域で寄莊戸がどのように確認されるかは筆者の向後の課題である。

- ①⑥ 『明實錄』洪武二十三年八月丙寅及び正徳『會典』卷二十一、戸部、戸口、撥造黃冊（比較検討は山根前掲書二五一六頁）に、
- 如丁口有増減者、即爲收除、田地有買賣者、即令過割、務在不虧原額。
- ①⑦ 明律、戸律、戸役、《人戸以籍爲定》。なお前註①⑥の引文の下文には、
- 其排年里甲、仍依原定次第應役。……其上中下三等入戸、亦依原定編類。不許更改、因而分丁析以避差徭。
- とある。
- ①⑧ 小山正明氏が明代における析戸の意義について言う所と似ている（『明代の十段法について』(二)千葉大學文理學部『文化科學紀要』一〇・一九六八）。ところで、制度は明白に「寄莊戸」の設置を規定しているにもかかわらず、小山氏が「寄莊戸」に觸れないで「子戸」を立てる必要を強調するのは問題である。なお、筆者は舊稿「浙江嘉興府の嵌田問題」（『史學雜誌』八二—四、一九七三）で小山氏の所説に疑問を呈したが、本稿はその點を更に展開したものである。
- ①⑨ 以上については前註拙稿参照。
- ②① 糧長は區を單位として設置された。この區は一區を數都にした場合と數都を一區にした場合とがあるが、いずれにしても區と都とは密接に關連する。むしろ都の内容を考慮し、それによつて區―糧長を設置したと思われる。以上、小山正明「明代の糧長について」（『東洋史研究』第二七卷第四號、一九六九）参照。
- ②② 「明末長江デルタ地帯に於ける地主經營」（『歴史學研究』一四八、一九五〇）
- ②③ 「明末清初の大土地所有」（『史學雜誌』六六一—二、六七—一、一九五七・八）
- ②④ 鶴見氏（前註④論文註(34)）は、監郡とは、府の通判のことかという。
- ②⑤ 清水泰次氏が舉げる寄莊の不正の事例には、寺觀、官吏、軍丁などの關係したものがみえる（前註①所掲書）。
- ②⑥ 拙稿「張居正文量策の展開」(『史學雜誌』八〇—三、一九七一)参照。
- ②⑦ 山根、前掲書、一二—三頁参照。
- ②⑧ 前註①⑥の小山論文。
- ②⑨ 「寄莊田畝は、同府・別府に拘らず」と言っているところは注意すべきである。一は既に明らかにしたが、寄莊戸は「外郡」とは限らないこと、二は、同府・別府の區別が取扱われ方での相違を示したことがあったことを豫想させることのために。
- ③① 前註①の濱嶋論文参照。
- ③② 前註①⑧の拙稿参照。
- ③③ このような兩縣あるいは二縣という數え方は、崇禎『嘉興縣志』卷九土田《萬曆二十八年、海平崇桐四縣會勘揭帖》（前註①⑧の拙稿九頁）等参照。
- ③④ 前註①の濱嶋論文、前註②の小山論文
- ③⑤ 知數・家人については、前註①の濱嶋論文、前註②の小山論文等を参照されたい。
- ③⑥ なおこのことは、均田均役法では不十分で、その改革の徹底

のためには順莊編里法が必要であったと考えられる。詳しくは別稿を豫定している。

⑤ さし當り各縣レベルの郷紳のエゴイズムは考えられる。例えば、王文祿『書牘』二《上侯太府書》（『百陵學山』所收）に、何今之受寄而只圖目前乎。且本郷郷官爲本郷之賢才、免之可也。郷縣郷官、別府郷官、皆受寄詭而取利、何名也。

という。なお、かの嘉興府の三縣間の嵌田問題も、かかる縣單位のエゴイズムの現れでもある。但し、筆者が舊稿で、一縣エゴイズムの存在から直に郷紳による一縣世論の形成を導いたのは早計であつて、なお埋めるべき空白は大きい。

⑥ 前註①の北村論文（同著書三五頁以下）。

⑦ 北村氏の「城居地主」は、單に「郷居地主」と居住地の關係でのみ對比される存在ではなく、地主制の構造—收奪過程において對比すべき存在なのである。そして北村氏の場合には、「城居地主」とは實は商人地主を意味していると筆者には思われる。なお北村氏は、寄庄戸についても商人が多かつたとみる。蓋し、「寄庄議」には、

往昔田粮未均、一條編未行之時、有力差一事、徃々破人家、人皆以田爲大累。故富室不肯買田、以致田地荒蕪、人民逃竄、錢粮拖缺、幾成敝縣矣。賴巡撫海公均田粮、行一條編法、從此役無偏累、人始知有種田之利、而城中富室始肯買田、鄉間貧民始不肯輕棄其田矣、至今田不荒蕪、人不逃竄、錢粮不拖欠、田價日貴、亦富室買田之故也。

とあり、一條鞭法の改革によって「役に偏累無くなつたから」田をかうを肯んぜたという富室は、何もそれ以前から役の上で

特權を持つような階層とは言つておらず、商人とも見える。しかしそもそも海瑞の一條鞭法そのものが優免の特權を完全に限制・廢止したかは疑わしく、「役の偏累」もどのような内容かはつきりしない。また「寄庄議」は全體として郷紳・官戸の優免問題に觸れておらず、むしろその點を隠そうとしたとも思われる。となれば「城中の富室」はやはり特權を持つ「郷紳・官戸」層である可能性が強い。無論商人をも考えねばならぬが、その検討は今後に残こす。

⑧ 前註⑧の拙稿参照。

⑨ 以上については既に北村氏に言及がある。「事實また老農層に對しては官僚による政治的收奪という契機がより鋭く作用したのに反して、郷居地主層に對しては、彼らが士大夫層としての優免をもつことが多かつたために、商品經濟との接觸という經濟的契機がより強く作用したようである」（同著書三七頁）。ここでは、老農層と郷居地主層では優免によって「齎産」の契機に違いがあるという。しかし北村氏は、買田については、官僚層のそれは視野の外にしている。

⑩ 『海瑞集』上編、二三六一—四一頁、應天巡撫時期、《被論自陳不職疏》（中華書局、一九六二年刊）

⑪ 「明末の董氏の變」（『東洋史研究』第一六卷第一號、一九五七）。氏は、董氏の土地所有を、投充や債權を通じてふくれ上つた官紳的土地所有とみている。

⑫ 嘉慶『嘉善縣志』卷十九、奏疏《定人心消亂萌疏》。なお前註⑬の拙稿参照。

⑬ 拙稿「明末清初、江南の圩長について」（『東洋學報』五五—

四) 参照。

④ 前註①の小山論文、及び前註⑤・⑥の拙稿参照。

⑤ 收租の保證・手続きにおける郷紳地主と一般の地主(重田氏は素の地主と呼ぶ)との隔差の指摘は、十九世紀の、例の陶惣『租殿』にも見える。なお、鈴木智夫「清末減租論の展開」(『近

代中國農村社會史研究』大安↓汲古書院一九六七年)参照。

〔附記〕本稿は昭和四十九年度科學研究費補助金一般研究D「明清時代、華中南農村社會の地域史的研究」の報告の一部にあたる。